

議案第27号

二宮町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

平成31年2月26日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

国民健康保険の事務を行うにあたり、新たな基幹システムに対応した様式にするため、必要な委任規定を条例に加えることに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例

二宮町国民健康保険条例（昭和34年二宮町条例第76号）の一部を次のように改正する。
目次中「第7章 罰則（第10条—第13条）」を「第7章 罰則（第10条—第13条）
第8章 雑則（第14条）」

に改める。

本則に次の1章を加える。

第8章 雑則

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(議案第27号) 二宮町国民健康保険条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>目次</p> <p><u>第7章 罰則 (第10条—第13条)</u></p> <p><u>第8章 雑則 (第14条)</u></p> <p> <u>第8章 雑則</u></p> <p> <u>(委任)</u></p> <p><u>第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。</u></p>	<p>目次</p> <p><u>第7章 罰則 (第10条—第13条)</u></p>